

令和 8 年 8 月 21 日
九州地方整備局

八代港の貨物船等による利用がさらに拡大します

令和 8 年熊本地震による被災後、八代港では 8 月 12 日に貨物船による利用が再開したほか、今後、大型貨物船の入港も予定されるなど、利用が拡大しています。

外港地区においては、貨物船の利用可能な岸壁がさらに拡大するとともに、大型クルーズ船による利用も可能になりました。また、内港地区においても、貨物船による利用が可能となるなど、応急復旧工事等の進展により、貨物船等の利用がさらに拡大します。

引き続き、全国からの海上支援の受け入れに加え、物流拠点として地域経済を動かすための港湾利用の本格化に向け、港湾施設の早期復旧を進めてまいります。

今回利用が拡大する箇所

(外港地区)

- コンテナ岸壁(C-1-15、延長 200m)：貨物船による利用が可能となりました。(ガントリークレーンは使用不可。)
- クルーズ岸壁(C-1-18、延長 300m)：大型クルーズ船による利用が可能となりました。

(※一定の荷重条件の下での貨物船の利用も可能となりました。詳しくはホームページを参照ください。)

(内港地区)

- 水深 5.5m 岸壁(C-1-1、延長 440m)：貨物船による利用が可能となりました。

※詳細な位置・利用条件は別紙参照。

応急復旧工事の実施状況



砂利の敷きならし作業

国による港湾施設の一部管理について

- 係留施設の利用可否情報及び利用に関する相談については、以下のホームページをご確認ください。
(URL) https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_mn7_000028.html

【問合せ先】

九州地方整備局 港湾空港部 計画企画官 井上
電話：092-418-3340(代表)、092-418-3358(直通)

※ 九州地方整備局港湾空港部では、令和8年熊本地震に係る港湾関係の対応状況等を公式 X にて随時発信しています。

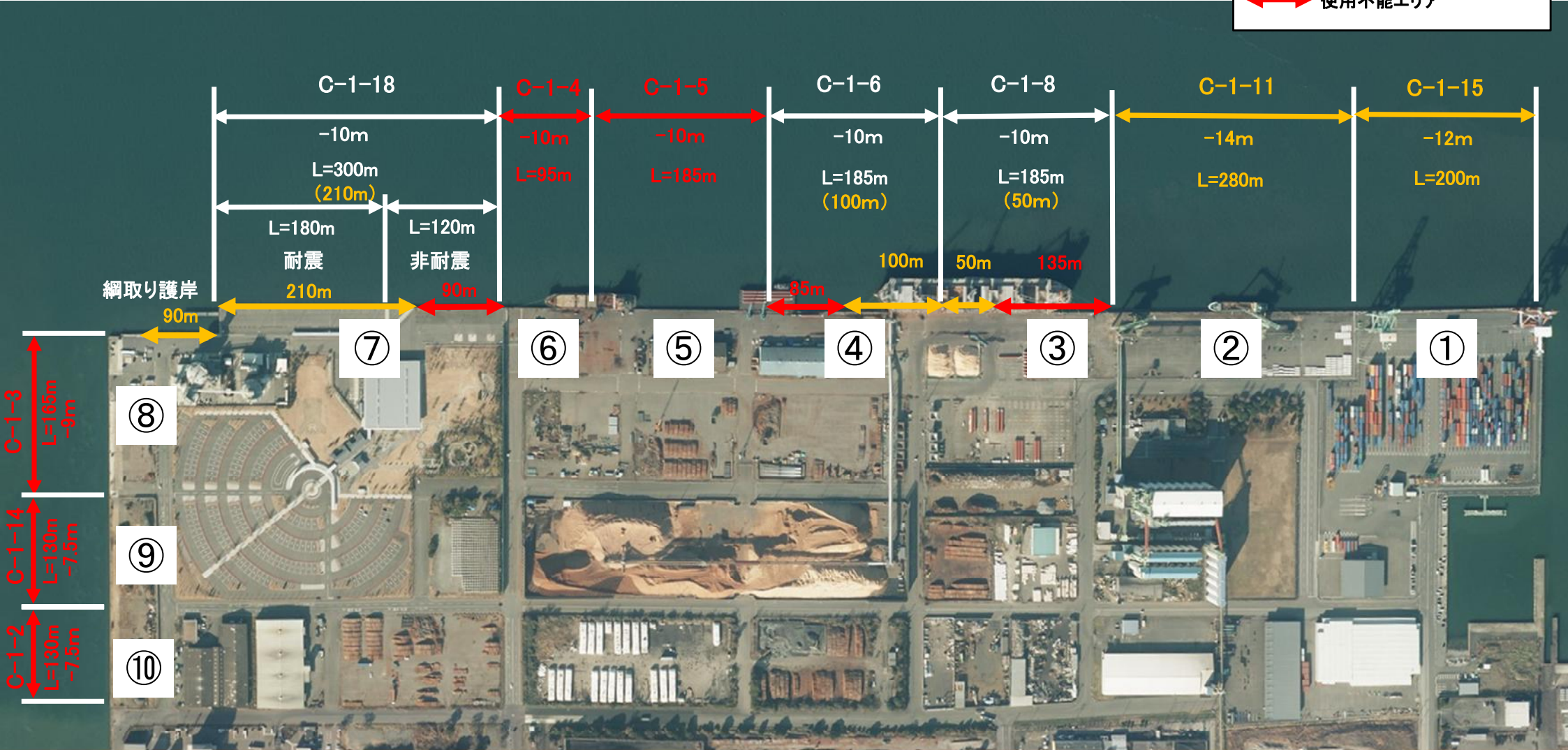


八代港（外港地区）岸壁利用可否エリア位置図

令和 8 年 8 月21日18時00分時点



- ↔ 使用可能エリア（貨物船等）
- ↔ 使用可能エリア（支援船）
- ↔ 使用不能エリア



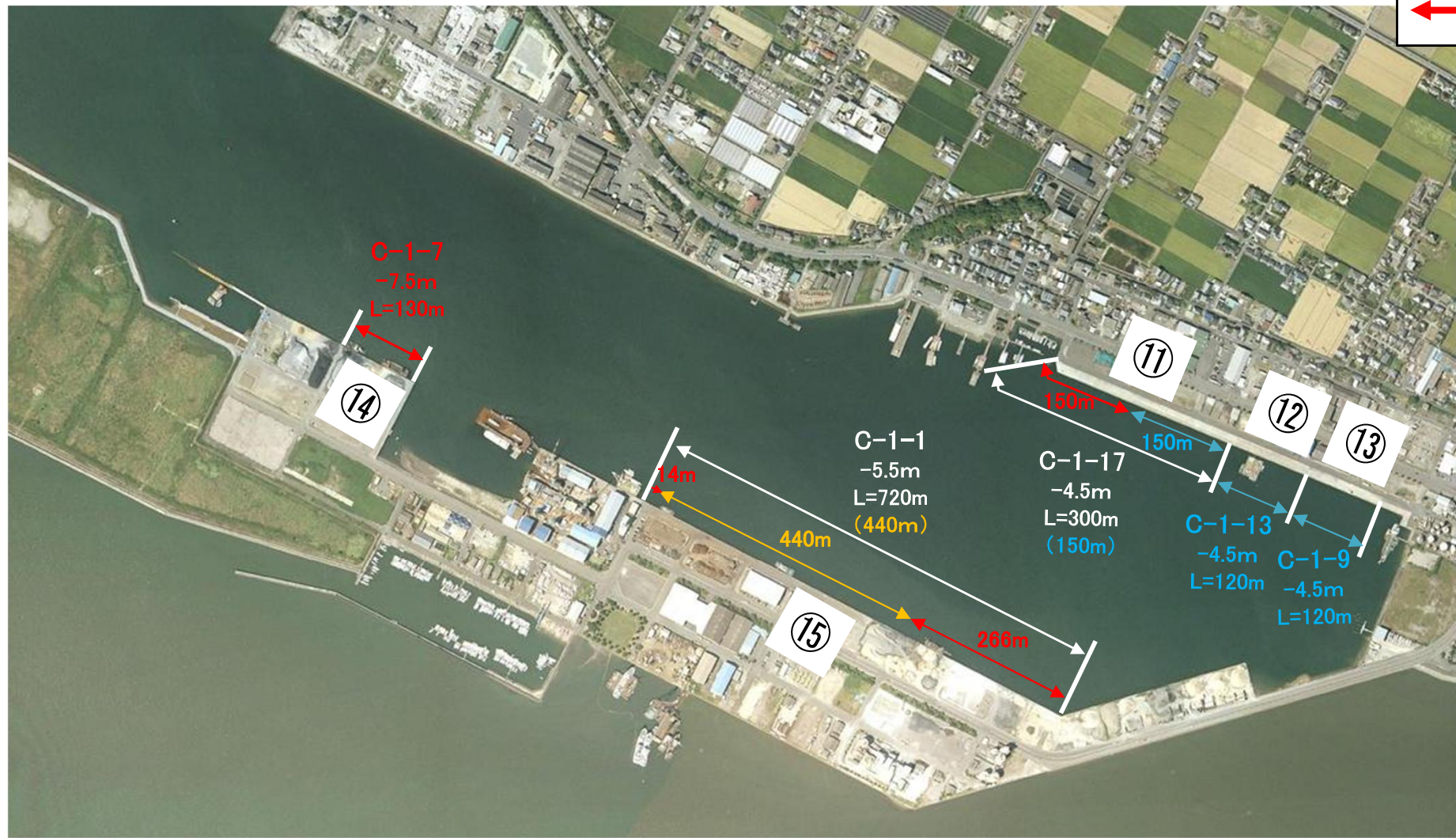
八代港（内港地区）岸壁利用可否エリア位置図

令和 8 年 8 月 21 日 18 時 00 分 時点



内港地区

- 使用可能エリア（貨物船等）
- 使用可能エリア（支援船）
- 使用不能エリア



出典：国土地理院「地理院地図」（航空写真、新写真（シームレス）、撮影期間2009年4月～9月）を基に作成